

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度ワクチン接種担当部什器・備品一式（10月～3月）
発 注 課	保) 保健所医療対策室調整担当課
選 定 事 業 者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>・ 令和5年8月9日付け厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について（その7）」（別紙1）および第27・28回自治体説明会回答（別紙2）により、現在実施中の令和5年春開始接種（令和5年5月8日～令和5年9月19日）の終了後、新たに令和5年9月20日から令和6年3月31日まで令和5年秋開始接種を実施する方針が示され、今後の分科会において最終結論を得る旨が通知されている。</p> <p>・ しかし、現時点で分科会は開催されておらず、接種期間や接種間隔、使用するワクチン等の最終的な結論について国からの通知を待っている状態ではあるが、ワクチン事業は令和5年10月以降も引き続き継続する見込みであることから、ワクチン接種担当部の事務室内に設置している当該相手先からレンタルした什器・備品一式について、令和5年10月以降も引き続き同規模の什器・備品類の調達が必要となった。</p> <p>・ こうした什器・備品類の調達は、本来であれば競争入札によるべきところであるが、当該相手先が現在の什器・備品類を撤去するには多額の経費と十分な期間が必要であり、また、パソコンのデータ移行等も考慮すると、令和5年秋開始接種の実施中に、業務の継続性に多大な影響を及ぼす可能性がある。加えて、国通知を待って、その後入札手続きをしたとしても、落札者が必要な品目を揃え、現在の什器・備品類の撤去後に速やかに搬入し、パソコンのデータ等を移行する十分な期間を確保することも不可能である。</p> <p>・ このような状況を踏まえると、令和5年10月以降もワクチン事業を継続的かつ円滑に進めるにあたり、当該レンタル契約の相手先は、現在使用している什器・備品類を継続してレンタル可能な大丸株式会社をおいて他にない。よって、同社を相手先とした特定随意契約が最も適していると考えらる。</p>	
根拠法令	<p>■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>

決 定 日	令和5年9月6日
-------	----------